

答 申

第1 審査会の結論

奈良県警察本部長は、不開示とした情報のうち、被疑者の住所中の地番を除き、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成17年7月29日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「中和消防不正採用事件にかかる広報文すべて（平成17年7月20日から7月29日まで）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成17年8月10日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「中和広域消防における不正採用事件にかかる広報文」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書のうち、次の（1）開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の（2）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分

住所、役職名の一部、氏名、呼び名、年齢

（2） 開示しない理由

条例第7条第2号の不開示情報に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成17年8月17日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成17年9月1日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮

問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消し及び公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

第一に、マスコミと第三者の市民を、情報の受け手として区別することが疑問である。

実施機関がマスコミに対して資料提供を行い、第三者（審査請求人）が条例に基づく開示請求を行ったとき、この資料の開示レベルが異なっているわけだが、マスコミには特に守秘義務もなく、マスコミに与えられた情報は当然に公のものとなる。

マスコミと第三者の市民が資料提供を受けるのと何ら違いはなく、むしろ条例という正式な手続きにのっとった開示よりも、裁量による資料提供による開示レベルが広いということはあると思われる。

第二に、部分開示とされた情報についてだが、これは当然に公にされており、条例を使うまでもなく明らかなので、審査請求人はすべてこれを知っており、示すことが可能であるし、そのような公になっている情報をあえて伏せる理由がない。

これについて、実施機関は、情報が新聞紙によって報道された頻度を問題にして、その回数が少なく、公になっていないかのように主張しているが、一度でも新聞紙で公開された情報は図書館等で容易に調べることが可能であり、また、現代のインターネット事情では、誰でも、どこでも、いつでも容易にこれらの情報を調べることが可能である。

このインターネット上の情報については、当該部分開示とされた情報が新聞紙で公開された後はもちろんのこと、その後も長期に情報が公にさらされており、決して情報の公開が一過性のものでないことが明らかである。

こころみに、審査請求人が平成17年12月3日、自宅の個人用パソコンを用い、代表的な検索サイトGoogleを使用して任意のキーワードにより当該情報を調べたところ、中和消防関係の逮捕記事は事件から数か月を経ても依然として掲載されており、容易に逮捕者の個人名、住所を知ることが可能であった。

第三に、当該情報の個人についてだが、当該情報を公開することは、きわめて積極的な公益性の意味を持つことを指摘しておきたい。

逮捕されたうちの5人が市議会議員という公職にある者、2人が中和広域消防組合の管理職である公務員、さらに2人が大和高田市職員、民間人の2人は贈賄で起訴され、後に有罪判決を受けている者である。

市議会議員については奈良県年鑑など一般に販売されている書物によっても住所の確認が可能であり、他の公務員についても犯罪事件に絡んで逮捕されたものを明らかにしない理由もない。

民間人についても、行政事件という公に関する不正によって逮捕され、後に有罪となるように、当初から犯罪容疑を否認していない。

当該情報を不開示にするということが、住民訴訟などの重要な権利を侵害する可能性さえ持っていることを指摘した上で、あらためてこれらの情報の公開を要求す

るものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の性質について

本件行政文書は、捜査第二課が中和広域消防組合消防吏員採用試験における不正事案に関して被疑者を逮捕した際に作成し、県民サービス課が取得して報道機関に広報文として配布した文書である。

実施機関が広報する目的は、広く県民に警察活動の実態を正確に知らせ、警察活動に対する理解と協力を得るために行っているものであり、広報文は報道機関の正確な報道に資するため、個人情報も含めて作成・配布しているもので、広報文それ自体を県民に公表するものとして作成したものではない。

2 条例第7条第2号の該当性について

不開示とした部分には、住所、役職名の一部、氏名、呼び名及び年齢が記載されており、これらは条例第7条第2号に規定する個人を識別することができる情報である。

条例第7条第2号「個人に関する情報」の趣旨は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から個人に関する情報については、ただし書情報を除き不開示とするものであり、被疑者(被告人)であっても、当該個人の権利利益は、条例上保護しなければならないところである。

被疑者の逮捕に伴う広報は、犯罪企図者に犯罪の敢行を思いとどまらせたり、県民に同種犯罪に対する自主防犯対策を促して、犯罪発生をなくそうとする公益上の目的と司法手続きに対する信頼を確保する目的等のために報道機関に対して発表するものであり、その限度において当該事件の被疑者等は個人情報を公表されるなど一定の不利益を受けざるをえないが、それがいかなる場面又はいかなる時点においても継続して一般に公表されるべきものではない。

例えば、逮捕時点において被疑者の個人情報を公表していても、当該事件の判決が下って、刑を終えた人の個人情報まで公表するということになれば、前科が全て明らかにされることになり、一生涯犯罪者としてのレッテルをはられて生活をしなければならず、更生など到底しがたいことになる。

したがって、報道機関に対する発表であっても、判決が下った事件の被疑者名等は発表しないことはもちろん、公判中の被告人や起訴前の被疑者であっても、すでに釈放されている場合などは匿名で発表しているところである。

このようなことから、実施機関では、行政文書に記録されている被疑者等の個人情報の開示・不開示の判断についても、「公安委員会・県警察における情報公開条例審査基準」(以下「審査基準」という。)の中に明記し、その判断の基準としているところである。

当該審査基準は、「被疑者(被告人)の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報(以下「氏名等」という。)が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。」こととしており、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合」に該当するものの一つとして、

「開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合」としている。

なお、本件の開示請求の7月29日から開示決定の8月10日までの13日間の当該関係者の報道状況は、奈良新聞が3日間、朝日新聞が2日間、読売新聞が1日だけ、それぞれ実名で報道したにすぎず、他紙は当該関係者の実名報道はしておらず、審査基準にいう「頻繁な報道」には当たらないと判断したものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が中和広域消防組合消防吏員採用試験における不正事案に関して被疑者を逮捕した際に作成し、報道機関に広報文として配布した文書である。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報

から除外することとしている。

実施機関は、本件行政文書に記載された情報のうち、住所、役職名の一部、氏名、呼び名、年齢が、条例第7条第2号の不開示情報に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

これらの不開示とした情報はいずれも、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

実施機関によれば、本件決定は審査基準に基づいて行った旨説明するが、本件事件のように、複数の市議会議員等が関係し、また、報道発表後においても複数回にわたって報道されているような社会的に反響の大きい事件にあっては、単に開示請求から同決定までの期間の報道状況のみによるべきではなく、これらの期間を含めた報道発表後の一般的な報道状況全体に着目して、その頻繁性を判断すべきである。

これらの不開示とした情報の報道状況をみると、「被疑者の住所中の地番」以外の情報については、本件報道発表が行われて以降、複数回にわたって複数の新聞に掲載されているが、「被疑者の住所中の地番」については、1紙に1回掲載されただけであることが認められる。

そうすると、前記報道状況において、「被疑者の住所中の地番」に関しては、頻繁に報道されているとは認められないが、「被疑者の住所中の地番」以外の情報は頻繁に報道されていると認めることが相当であると判断する。

よって、「被疑者の住所中の地番」以外の不開示とした情報は、慣行として公にされている情報であると認められ、ただし書アに該当する。

なお、「被疑者の住所中の地番」が、ただし書イに該当するとまではいえず、同ウに該当しないことはいうまでもない。

(3) まとめ

したがって、これらの不開示とした情報のうち「被疑者の住所中の地番」は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年 9月 1日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成17年 9月22日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成17年12月 7日 (第102回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年 1月11日 (第103回審査会)	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年 2月 1日 (第104回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年 3月 1日 (第105回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年 4月 5日 (第106回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成18年 7月 3日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（行政法）	

(平成18年7月 3日現在)